

「道路等の社会資本整備と医療等の社会福祉施設」に関する検討項目等整理表

配付資料5

H25.9.25現在 西条市市民安全部危機管理課

検討項目	対象地区	左の検討事項に係る当市の現状	左の現状から考えられる発災時の課題	部署	左の課題について各段階で取り組む対策			
					備えの段階	災害発生時の段階	復旧の段階	
公共施設等の建物 (耐震補強等)	○ 公共施設等の建物のうち避難収容施設について	全域	○ 市指定避難収容施設の耐震化(担当課にて調査)	企画情報部 施設管理部	○ 耐震化が済んでいる施設の把握 ○ 耐震性及び改修時期の確認 ○ 危険度確認職員の名簿の作成 ○ 2次施設の選定	○ 被害状況の把握、災害対策本部から施設ごとの避難状況情報の収集 ○ 避難所として安全化かどうか、担当職員による早期判断	○ 避難が長期間に及ぶ場合の食糧提供等について、運搬班、ボランティア等との調整	
	○ 公共施設等の建物	全域	○ 非常用電源、自家発電設備が整っていない	企画情報部 施設管理部	○ 施設への太陽光発電の設置及び移動用非常用電源装置の確保 ○ 職員による施設に把握・情報の共有	○ 電源確保の状況把握 ○ 避難所としての機能するかどうか、担当職員による早期判断	○ 機能回復のためのノウハウ作り。	
	○ 公共施設等の建物	全域	○ 避難所の一部が県の被害想定津波浸水エリア内にある	企画情報部 施設管理部	○ 津波被害想定地区内の避難所の把握 ○ 2次施設の選定	○ 被害状況の把握、災害対策本部から施設ごとの避難状況情報の収集	○ 仮設電源・大型水中ポンプの確保	
	○ 消防庁舎・消防団詰所	西条・神拝・玉津・禎瑞・吉井・多賀・壬生川・楠河の各地区	○ 浸水想定区域にある消防本部(東消防署)や消防団施設について、津波浸水及び液状化による被害が想定される。	○ 庁舎・詰所の浸水及び亀裂等が考えられる。 ○ 車両及び資器材等の流出する。	消防本部	○ 車両の退避等を含む初動活動計画の策定 ○ 資器材等の収納階や収納方法を検討し、上階への収納や防水構造の収納ケース等の整備を促進する。	○ 東消防署については、大型車両、を優先に産業道路の近くの高台へ一時退避させる。 ○ 小型車両については、庁舎近くのホテル・スーパー駐車場へ一時退避する。	○ 活動拠点毎に移動、庁舎の被災状況により待機場所決定する。
	○ 避難施設	全域	○ 避難施設は、基本的に公共施設が指定しているが、災害種別による避難場所の区別が明確でない。	○ 浸水区域における、避難可能施設の明確化されていないため、被害が拡大する。 ○ 高所避難施設等が設置されていない。	消防本部	○ 浸水地域においては、公共機関の建物だけでなく、民間の中高層マンションの所有者、住民との協体制を結び、一時避難施設としての活用も視野に入れておく。 ○ 目的地を明確にした避難誘導計画の構築	○ 浸水地域では、中高層建物への避難の呼びかけを行い、時間的余裕のある市民については、高台や津波の影響のない公共施設への避難を促す。	○ 被災を免れた公共機関等への避難誘導
	○ 特定屋外タンク貯蔵所	西条・玉津・多賀の各地区	○ 沿岸部には、危険物を貯蔵する大きなタンクがあり、液状化による被害が想定される。 参考： 四国電力(株)火力本部西条発電所 (株)クラレ西条事業所 住友金属鉱山(株)別子事業所東予工場 住友共同電力(株)壬生川火力発電所	○ 基礎地盤沈下によるタンク及び付属配管から危険物の漏洩流出がある。	消防本部	○ 各事業所における危機管理体制の聞き取り調査を行い併せて、タンクの耐震調査、補強の必要性等を事業者へ指導しておく。(事前調査要) ○ 十分なオイルフェンス等の備蓄を事業者へ依頼しておく。 ○ 危険物施設等に対する情報収集体制の構築 震災初動マニュアルの作成	○ タンク火災、危険物の漏洩・火災の未然防止を行う。 ○ 危険物施設等に対する早期の情報収集と確実な初期対応により被害拡大を防止	○ 被害拡大の未然防止
	○ 海岸部防潮施設	海岸部	○ 防潮扉等の未整備のところがある。	○ 防潮扉等の未整備のため、被害拡大する	消防本部	○ 防潮扉等の整備要望(閉鎖、自動化、構造変更等) ○ 活動時間を考慮した閉鎖等に関する活動計画の策定	○ 各地域の担当責任者が防潮扉の閉鎖確認を行う。 ○ 活動時間を考慮した任務分担に基づく作業を実施	○ 防潮扉の開放
	○ 丹原総合支所庁舎ほか管内公共施設	全域	○ 耐震化がなされていない建物がある。 ○ 発電機、簡易トイレ、備蓄品等が不足している。	○ 地震により建物が倒壊し、救護所や避難所として使用できなくなる。 ○ 災害復旧、支援活動に支障を来す。	丹原総合支所 施設管理部	○ 早期に耐震化を行う。代替使用できる施設を調査する。 ○ 発電機、簡易トイレ、備蓄品等の充足に努める。 ○ 担当班の施設の把握と情報の共有 ○ 判定職員の任命	○ 使用可能な施設を確認し、代替施設とする。 ○ 各方面に照会し必要な発電機、簡易トイレ、備蓄品等を確保する。 ○ 担当職員による使用可否の早期判定	
街並み (街路拡幅による火災延焼防止策等の区画整備)	○ 電線の地中化	市街地	○ 道路上は、電線網となっており、高圧線・電話線等が露出状態になっている。	消防本部	○ 四国電力等における、道路の通行障害の除去等に関する作業計画等の確認 ○ 危険が想定される個所の調査及び発災時において早期の対応が必要となる道路等の指定 ○ 通電状況や作業計画等に関する問い合わせ先リストの作成 ○ 震災初動対応マニュアルの作成	○ 四国電力等と協力し、障害物を除去し通行路の確保を行う。	○ 火災予防広報を実施する。	
	○ 道路の直線化及び拡張	市街地	○ 国道と産業道路の直接のアクセスが少ない ○ 住宅密集地の道路幅員が狭いため、消防車両が進入困難な地域がある。	消防本部	○ 延焼阻止線等を考慮した住宅密集地における火災防ぎよ計画を策定する。 ○ 避難経路等を考慮した防災路線を選定し、電線の地中化や拡張を優先して実施する。 ○ 自主防災組織に対し、火災発生初期の対応訓練を行ってもらう。 ○ 震災初動マニュアルの作成	○ 通行障害等の状況や有効幅員について情報収集を早急におこない、通行可能な道路の把握を行う。 ○ 火災発生時においては、道路等の状況を考慮した延焼阻止線等を設定し活動する。 ○ 優先順位に基づく計画的な道路の復旧	○ 火災予防広報を実施する。	

検討項目	対象地区	左の検討事項に係る当市の現状	左の現状から考えられる発災時の課題	部署	左の課題について各段階で取り組む対策			
					備えの段階	災害発生時の段階	復旧の段階	
防災拠点 (市役所のBCP等)	○ 防災拠点 (東部地区・西部地区)	全域	○ 危機管理課西部分室を設置(担当課にて調査)	○ 東部・西部に分かれた場合の防災拠点の指揮命令系統の整備	企画情報部	○ 東部地区への食糧供給、西部地区への食糧の供給について、事前に決めておく。	○ 防災本部からの指示により、食糧の確保供給を実施	
	○ BCP	東予総合支所	○ 職員の招集手段については、本部からの一斉メール及び報道機関による震度情報により、各段階ごとに参集することになっている。	○ 家屋や家具の倒壊等で携帯電話にたどり着けない場合や、停電により報道が視聴できない可能性がある。		○ 検討中	○ 同左	○ 同左
			○ 職員の安否確認については、一斉メールにより、参集の可否が報告される。	○ 参集の可否について回答の無い者の安否確認をどうするか。		○ 検討中	○ 同左	○ 同左
			○ 支所勤務職員は支所に参集することになっており、本庁勤務の応援職員も、各段階で支所に参集することになっている。	○ 定められた場所への到達が、道路の損壊や落橋のため、自転車や徒歩のみでできるかどうか。		○ 検討中	○ 同左	○ 同左
			○ 支所建物の被災状況の確認と使用の可否を直ちに決定する必要がある。	○ 被災状況により使用不能の場合は、代替建物での業務が必要になる。	施設管理部	○ 担当職員の任命	○ 担当職員による早期判断と報告方法	
			○ 庁舎関係の電源については、非常用灯火と消火栓起動のみ確保している。電算用と県防災無線用発電機は別途確保済み。ただし、備蓄用燃料は確保していない。	○ 機械内のタンクがほぼ満タンであると仮定しても、現実的には8時間程度しか運転できない可能性がある。備蓄用燃料の確保が必要であるが、保管場所と移送手段。	施設管理部	○ 担当班の施設の把握と情報の共有 ○ 燃料の備蓄の可否及び業者等との協定	○ 設備使用可否の早期判定、修繕の可能性の検討 ○ 協定業者への確認	
			○ 災害対策本部については、既定の人数が参集することを前提にしている。	○ 当面必要な要員の確保ができるかどうか。		○ 検討中	○ 同左	○ 同左
			○ 本部要員の水や食糧の確保については、想定していない。	○ 本部要員が参集時に当面の食糧や水は持参することとしているが、現実的に可能かどうか。支所内での備蓄も必要ではないか。		○ 検討中	○ 同左	○ 同左
			○ 応急対策に必要なデータのバックアップについては、各課で対応。また、市民福祉課の重要書類は耐火金庫に保管している。	○ 本庁・支所相互で、情報や記録、図面等の相互バックアップが出来ているかどうか。		○ 検討中	○ 同左	○ 同左
	○ 災害応急対策時に、優先すべき日常業務については定めていない？			○ 検討中	○ 同左	○ 同左		
○ 防災拠点(市役所のBCP等)	本庁総合支所	○ 耐震化は順次改修中ではあるが、災害拠点となる庁舎内備品、家具等の転倒防止対策ができていない。	○ 迅速な初動態勢が確保できない。	施設管理部	○ 担当班の施設の把握と情報の共有 ○ 判定職員の任命 ○ 家具の固定など早期改善	○ 担当職員による使用可否の早期判定		
				小松総合支所	○ 市施設の耐震化、固定器具の設置による備品等の転倒防止対策の早期実施			
		○ 一般事務室のコンセント電源を確保を図るための非常用発電機の容量が不足しているのではないか。	○ 小松総合支所では、太陽光発電、非常用発電機の更新が改修事業により図られたが、長時間停電への対応として、容量アップの検討と燃料の確保対策が必要。	施設管理部	○ 担当班の施設の把握と情報の共有 仮設電源の確保及び業者等との協定	○ 設備使用可否の早期判定、修繕の可能性の検討 ○ 協定業者への確認		
				小松総合支所	○ 非常用発電機の増設、燃料補給体制の構築 ○ 太陽光発電で発電した電気の蓄電池の増強			
		○ 停電が発生した場合の情報システムの使用ができない。	○ 各部の活動への支援や市民サービスの低下が生じる。また、情報収集や情報提供も行うことができない。	小松総合支所	○ 重要業務システム復旧マニュアルの整備	○ システム停止に備え、稼働再開にむけて、職員のほかシステム業者も含め人的体制の確保		
○ 上水道及び業務従事職員用食料の確保がない。	○ 停電が発生した場合、飲料水・トイレ用水ともに停止され使用できない。また、従事職員用食料の確保はない。	小松総合支所	○ 3日分の備蓄用食料及び備蓄場所の確保 ○ 簡易トイレ及び個室テントの備蓄					

検討項目	対象地区	左の検討事項に係る当市の現状	左の現状から考えられる発災時の課題	部署	左の課題について各段階で取り組む対策			
					備えの段階	災害発生時の段階	復旧の段階	
ボランティア・医療体制	○ 初期医療体制の整備（医療救護班の編成）	全域	○ 市内医療機関及び愛媛県医師会の協力により編成する。	○ 医療機関、医師会及び行政の発災に備えた普段からの連携や連絡調整が必要である。	保健福祉部	○ 市内医療機関及び愛媛県医師会との連携を図り、災害時の医療体制について、事前に協議し協力要請を行う。（愛媛県主催の新居浜・西条圏域災害医療対策会議で検討中）	○ 事前の協議・協定に基づき、医療機関、県医師会等に対し体制整備を要請し、必要な医療提供に努める。	○ 医療機関等との連携について、問題点等を整理し今後の対策を再検討する。
	○ 災害情報の収集及び連絡体制の整備	全域	○ 医療機関の被害状況及び医療機関における収容負傷者の状況並びに医療従事者の活動状況を把握するため、情報通信手段の充実・強化に努めている。	○ 「えひめ救急医療ネット」等の情報通信手段を有効に活用することが求められる。	保健福祉部	○ 情報収集の手段や方法について、事前に検討し、その体制を整える。（愛媛県主催の新居浜・西条圏域災害医療対策会議で検討中）	○ 現地調査班を編成し、電話確認、現地調査、通報情報を整理するなど、現場の確実な情報把握に努める。	○ 情報収集体制について、分析・評価し、見直しを行う。
	○ 難病患者等の状況把握	全域	○ 慢性疾患患者及び人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努めることとしている。	○ 患者及び適切な処置を受けられる医療機関の把握と連絡調整が求められる。	保健福祉部	○ 難病者の情報については、患者の了解が必要であり、情報収集の方法等については事前に検討を行う。 ・県の在宅難病患者災害支援事業による情報提供の利用等 ○ 人工透析実施医療機関の把握	○ 県の在宅難病患者災害支援事業等により、難病者の情報を把握し、医療機関の被災状況に応じて、適切に処置が受けられるよう、医療機関との調整等を行う。	○ 災害時の難病患者への支援について、患者や医療機関等からの意見等を収集し、今後の対策を再検討する。
	○ 医薬品及び医療資機材等の確保	全域	○ 避難生活に必要な医薬品の備蓄に努める。また、災害時には医薬品及び医療資機材等は医療機関から確保することとしているが、状況によっては業者等から調達する。	○ 調達方法等を徹底する必要がある。	保健福祉部	○ 災害時に必要な救急用の医薬品及び衛生材料等を予め整理し各保健センターに備えておく。 ○ また、避難者が必要とする医薬品については、避難時に持参するよう災害時の対応として周知を図る。 ○ 医薬品については、必要に応じ医師の指示等により、医療機関や業者等から調達できる体制を整える。	○ 避難所開設時には、救護要員である保健師が救急用の医薬品等を持参し、現場での健康管理、救急措置にあたる。 ○ 必要に応じて、医師の指示等により医薬品や医療機材の調達、又は医師の出動要請や医療施設への救急搬送など、医師会や消防との連携を図り対応していく。	○ 医薬品や医療資器材について、実災害の経験をもとに必要なものを整理し、備蓄や調達方法について検討を行う。 ○ 不足する救急用の医薬品等を再整備する。
	○ 医療救護体制の確立	全域	○ 救護所開設予定施設及び救護病院（市立周桑病院）の被災状況を調査する。市立周桑病院については、医師不足により多数の患者の受入れは難しい。	○ 救護病院は、東部、西部及び沿岸部で開設する必要がある。	保健福祉部	○ 関係機関（愛媛県、医師会、薬剤師会、医療機関、消防等）と連携を図り、災害時の医療体制について事前に検討を行う。その場合、被害の状況に応じて対応できるよう段階的な体制を検討しておく。（愛媛県主催の新居浜・西条圏域災害医療対策会議を活用） ○ 災害時の医療体制について、市民に十分な周知を行い、適切な受診行動等について理解促進を図る。	○ 災害の状況に応じて、速やかに医療体制を整備し、関係機関と連携協力して必要な医療の提供に努める。	○ 医療機関の被災状況等を考慮しながら、体制の再整備について検討を行うとともに、平常時の医療体制への移行を要請する。 ○ また、災害時の医療体制について分析・評価し、見直しを行う。
	○ 医療救護班の編成	全域	○ 周桑病院の医師等により医療救護班を編成し、救護所において医療救護活動を実施する。	○ 市立周桑病院の医師不足の状況から上記の病院が医療救護班を編成し、救護所における医療救護活動を実施する必要がある。	保健福祉部	○ 医師会と連携を図り、救護所設置時における医師や看護師等の要員確保及び医療救護活動の実施方法等について事前に協議し検討を行う。（愛媛県主催の新居浜・西条圏域災害医療対策会議を活用） ○ また、保健師等の要員についても事前に配置計画を立てておく。 ○ 県が県医師会等と締結している「災害時の医療救護に関する協定」の運用確認	○ 救護所設置に際し、医師会と連携し医師や看護師等要員の確保に努める。 ○ 保健師、事務職員については、市の関係部局から、速やかに必要な人員（保健師）を派遣する。	○ 災害時の医療班の編成、現場対応について分析・評価し、見直しを行う。
	○ ボランティアの受入・調整	全域	○ 社会福祉協議会が、ボランティアセンターと立ち上げ、受入、調整にあたる。	○ 行政との調整、必要とするボランティアの把握をどのように実施するのか。	保健福祉部	○ 行政と社会福祉協議会と連携についての協議	○ 各避難所等での必要とするボランティアの把握 ○ ボランティアセンターとの連絡方法の確保 ○ 各避難所におけるボランティアの受入態勢の整備	○ 復旧へ向けての必要ボランティアの把握と派遣調整
	○ 医療拠点の確保	全域	○ 市内の山治いに初期治療を行う医療拠点施設が確保されていない。	○ 加茂川と中山川の間は急患センターがあるが、中山川の西部と加茂川の東部に公的な医療拠点がなく、多数負傷者の対応ができない。また、透析患者の対応もできない。	消防本部	○ 応急救護所の開設に関する計画の策定 ○ 国や県による医療支援に関する情報収集	○ 被災状況や道路状況を考慮した救護所の開設 ○ 病院情報を早期に収集し、拠点となる医療機関を確定するとともに、被災した医療機関への支援を早急に実施する。	○ 負傷者等の傷病程度等に応じた、他医療機関への転院搬送手段の確保と搬送業務を行う。
避難体制	○ 保育所の避難体制	全域	○ 各保育所に災害時の対応マニュアルはあるが、実際の災害時の避難方法、避難体制が十分確立されていない。	○ 避難時に混乱が予想され、避難に時間がかかる。	保健福祉部	○ 実際の災害を想定した避難訓練の実施により、避難体制、避難用具等の点検、見直しを行う。	○ 乳幼児等の災害弱者が多いため、併設施設や近隣住民、地域の自主防災組織などの協力を得て避難を行う。	
	○ 福祉避難所の設置・運営	全域	○ 8か所の福祉避難所を指定している。	○ 要援護者の福祉避難所への移動をどのように行うのか。福祉避難所の運営体制はどのようにするのか。	保健福祉部	○ 対象者の状況の把握 ○ 人材支援を確保するための連携の確立及び必要物資の備蓄	○ 福祉避難所開設時期の決定 ○ 対象者の移動手段の確保 ○ 開設に必要な人員の確保	○ 福祉避難所閉鎖の時期の決定
	○ 障害者・高齢者等の入所施設入所者の避難体制	全域	○ 各施設において、避難等の訓練を実施している？	○ 避難を行うにあたり、施設の職員のみで対応が可能か、地域住民等の協力が必要となるのではないか。	保健福祉部	○ 地域住民との協力体制の構築 ○ 施設間相互協力体制の構築 ○ 家族等の緊急連絡網の整備	○ 被害状況の迅速な確認 ○ 事業継続への取り組み ○ 他施設等への協力依頼	○ 早期の施設復旧への取り組み ○ 入所者のケア
	○ 避難孤立対策	山間部	○ 道路整備の遅れ、崩落防止対策未実施	○ 災害発生時に崩落事故により地域が分断される箇所がある。	消防本部	○ 道路整備及び崩落防止の促進 ○ 連絡体制の確立 ○ う回路等の調査 ○ ヘリコプターの運用が可能な空地等の調査 ○ 食糧・医薬品等の備蓄に関する市民への広報 ○ 震災初動マニュアルの作成	○ 避難誘導 ○ 道路状況に関する情報収集 ○ 傷病者搬送、支援物資輸送、避難等のニーズ調査	○ 避難路の確保

検討項目	対象地区	左の検討事項に係る市の現状	左の現状から考えられる発災時の課題	部署	左の課題について各段階で取り組む対策			
					備えの段階	災害発生時の段階	復旧の段階	
上下水道	下水道	東部	○ 下水道事業計画に定める4箇所の雨水ポンプ場は建設済み。ただし、降雨確率年は5年(降雨強度は40.2mm)	○ 降雨確率5年を超える降雨では、内水排除が不可能。 →確立年を10年とし、高強度雨量とする計画変更が必要か?	生活環境部	○ 気象台から大雨に関する注意報及び警報が発表にあわせ、ポンプ起動水位を変更、先行待機運転を ○ 実施 放流策水位の上昇による自然排水不能地に臨時水中ポンプの手配・運転	○ ポンプ場周辺幹線水路の水位把握 ○ 主要雨水幹線の水位、溢水状況の点検と確認 ○ 臨時水中ポンプの監視	○ 雨水渠からの溢水被害が発生した家屋の調査 ○ 床下、床上浸水発生家屋の消毒の要・不要の照会と実施
		西部	○ 下水道事業計画に定める2箇所の雨水ポンプ場の内、1箇所は未整備。約43年前に整備した都市排水機場で雨水排除を行っている。	○ 都市排水機場の能力は、公共下水道計画に比べて、約40%と小さく、老朽化による能力低下による内水排除が不可能となる。 →雨水ポンプ場の整備着手が必要	生活環境部	○ 気象台から大雨に関する注意報及び警報が発表にあわせ、ポンプ起動水位を変更、先行待機運転を ○ 実施 放流策水位の上昇による自然排水不能地に臨時水中ポンプの手配・運転 三津屋排水機場へ停電時の予備電源(発電発電機)の手配	○ ポンプ場周辺幹線水路の水位把握 ○ 主要雨水幹線の水位、溢水状況の点検と確認 ○ 臨時水中ポンプの監視 ○ 予備電源の監視	○ 雨水渠からの溢水被害が発生した家屋の調査 ○ 床下、床上浸水発生家屋の消毒の要・不要の照会と実施
		東部 西部	○ 分流式にもかかわらず、降雨時には汚水管渠を流下する汚水量が増加する。	○ 分流汚水管渠のマンホール蓋が、ウォーターハンマー現象により浮上し、汚水の溢水や道路交通障害を引き起こす。 →不明水調査が必要	生活環境部	○ 不明雨水流入による、主要な汚水幹線管渠の水位上昇確認 ○ マンホール鉄蓋浮上箇所の有無を点検	○ マンホール鉄蓋浮上による交通障害を防止するため、該当箇所への安全措置の実施	○ 鉄蓋浮上、飛散の発生によるマンホール等施設の被災状況調査と補修の実施 ○ 鉄蓋浮上の発生原因の究明と再発防止対策の実施
		東部 西部	○ 農業用水取水施設(ゲート)の操作が機動的に行われず、ゲート閉により堰き止められた水路が溢水し道路冠水や宅地浸水を引き起こしている。また、雨水路の整備も不十分である。	○ 土地改良区との連携による機動的なゲートの開放作業の実施。主要な農業利水ゲートの遠隔操作可能施設への改造が必要。台風やゲリラ豪雨等により、低地で浸水が発生。	生活環境部	○ 土地改良区へ「ゲートの全開操作」を依頼 ○ 農業用水路に雨水排水路としての機能を具備させる。 ○ 措置状況の確認と点検	○ 主要農業用水路の水位、溢水状況の点検と確認 ○ 水路内夾雑物による流水障害物の有無確認	○ 水路内夾雑物による流水障害物の有無確認と撤去 ○ ゲート支障による浸水被害発生箇所の調査 ○ ゲート支障による床下、床上浸水発生家屋の消毒の要・不要の照会と実施
	水道	東部 西部	○ 施設の耐震化率 基幹管路・・・65.8% 浄水場・・・35.7% 配水池・・・63.5%	○ 水道給水区域内の多くの地区で断水となる。	生活環境部	○ 老朽施設の更新等を継続して実施する。 ○ 応急給水及び応急復旧等災害時対応の訓練を実施し緊急時に備える。	○ 情報収集を行い、被災状況及び断水状況を把握する。 ○ 応急給水体制を整え、断水地区に給水を行う。	○ 水道業者等及び日本水道協会に支援を要請し、優先度の高い施設から応急復旧等を行うと共に、被害が甚大な場合は仮設給水栓の設置を行う。 ○ 断水地区においては、引き続き応急給水を行う。
		東部 西部	○ 給水タンク等の備蓄 2000ℓ(1) 1000ℓ(1) 800ℓ(2) 600ℓ(8) 500ℓ(15) 18ℓ(128) 6ℓ(600)	○ 断水地区が拡大した場合、水道水を運搬する車両やタンクが不足する。	生活環境部	○ 給水タンク等の備蓄を拡大する。	○ 給水タンク等の準備を行う。	○ 水道業者等及び日本水道協会に支援を要請し、運搬車両や給水車等の貸し出しを依頼する。
	水道施設	上水道区域	○ 平成7年から平成15年にかけて整備事業を実施しているが、耐震管の使用率が悪く耐震化率が12.7%と非常に低い。	○ 送・配水管路の漏水が多発し医療機関や福祉施設、災害拠点への配水ができなくなる。	丹原総合支所	○ 施設の耐震化を図る。 ○ 地域を超えて循環配水できる配管整備を行う。	○ 漏水状況を調査し断水区域の市民へ、被害のない配水池や貯水タンクから応急給水活動を行う。	○ 取水から浄水・貯水施設までの復旧を早急に業者へ要請し、合わせて給水活動を行う。 ○ 主要配水管から順次復旧を行う。
	道路・橋梁	避難路としての性能確保	全域	○ 現在の地域防災計画では、避難路となる29路線50,614mを指定しているが、津波や液状化などによる影響の検討がなされていない。  ○ 検証にあたっては、 ・土地利用の状況 ・建築物の分布 ・避難施設の分布 ・危険物取扱施設の分布 ・ライフライン施設の分布(電力、上水道、工業用水、下水道) ・海岸堤防、水門等の構造物の分布 ・交通輸送施設の分布 などの検証をしたうえで機能確保や維持の方策の検討が必要である。	建設部	○ 津波や液状化の影響を踏まえた検証を行い、緊急性の高い道路ネットワークや早期啓開道路の検討一時避難場所、避難施設までの避難路や主要道路の海拔シールによる警戒表示や安全点検の実施(社)愛媛県建設業協会西条支部と「災害時における応急対策業務に関する協定」による動員可能人数や稼働可能重機数を把握  ○ 避難路である市道の耐震設計はH24年度補正予算から実施し、引き続き工事をH26年度から防災・安全交付金で実施予定。 (H7年以前に施工した1級市道の2径間の橋梁10本) 事前防災・減殺対策に効果のある道路ストックの総点検を行い老朽化対策を推進する。	○ 避難路の被災状況の確認、どのような車両が通行可能か確認し、迂回路の検討を行う。 協定により、道路の啓開のための重機やオペレーター協力要請  ○ 落橋箇所や橋梁の被災状況を調査し、通行可能かどうかの判断をする。	○ 啓開可能な道路ネットワークを検討し、円滑な復旧・復興の道路を確保 迅速な復旧・復興を図るため道路啓開のための重機やオペレーターの派遣協力  ○ 落橋箇所や橋梁の被災状況を調査し、通行可能な橋梁を確認して、迂回路など道路ネットワークを検討し、迅速な復旧・復興活動を行う。
		避難所までの道路の確保	西条北中学校校区	○ 西条北中学校が避難所となっているが、道路の浸水がある。	企画情報部	○ 避難所へのルート上の橋梁の耐震化等及び浸水のおそれのある箇所の把握	○ 安全に食糧供給等ができるルートの把握	
		山間部の道路	鞍瀬、楠窪の各地区	○ 山間部の道路は未改良区間がほとんどであり、う回路もなく緊急車両の通行が困難となっている。また災害時には通行不能箇所も頻繁に発生している。	○ 道路が通行不能となれば山間部の世帯が長期間孤立状態となる。  ○ 病人等の対応が困難となる。	丹原総合支所	○ 危険箇所の調査・整備を行う。 ○ ヘリポートの整備を行う。	○ 土砂崩れや橋りょうの被災状況を調査し、孤立世帯を把握する。 ○ 必要に応じ防災ヘリを要請する。
河川・ため池	河川・水路	全域	○ 下流の河川や水路が未整備であるためしばしば浸水が発生し、道路がいたるところで冠水している。	○ 医療機関や福祉施設、災害拠点への輸送路が通行困難となる。	丹原総合支所	○ 河床の掘削や護岸整備を行い通水断面を確保する。  ○ 護岸や堤防の被害状況を調査する。	○ 河川や水路の決壊箇所へ土のうによる仮復旧を要請する。	
	津波の遡上の可能性	西条北中学校校区	○ 西条北中学校が避難所となっているが、近くの御船川を津波が遡上する可能性はあるか。	○ 津波が河川を遡上した場合、御船川はどうか、避難所に影響がないか不安である。	企画情報部	○ 避難所へのルート上にある津波浸水のおそれのある箇所の把握 ○ 津波による浸水のおそれのある避難所の把握	○ 被害状況の把握、災害対策本部から施設ごとの避難状況情報の収集	